

高槻市・広域 戸籍証明書等交付請求書

(宛先)高槻市長

令和 年 月 日

請求の手続きをしている方の	住所	フリガナ
	日中繋がりやすい電話番号 ()	氏名
	(大・昭・平 年 月 日)	
	筆頭者からみてあなたは ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 直系親族(父・母・子〔 〕・祖父母・孫) ☐ その他() 高槻市本籍の場合のみ ☐ 代理人() ☐ 第三者()	

使用目的	具体的に記入してください	のために	へ提出
------	--------------	------	-----

《注意》
 必要な
 戸籍
 簿
 必要
 太枠の中を記入してください。
 必要な□内に✓印をしてください。

必要 な 戸 籍 簿	本籍：高槻市 / 都・道・府・県 市・区・町・村	筆頭者 (戸籍の最初に記載されている人)				
	(明・大・昭・平 ・ ・)					
	☐ 戸 籍 (□ 識別符号) ☐ 除 籍 (□ 識別符号) ☐ 原戸籍 (□ 識別符号) ☐ 一部事項証明 (高槻市本籍の場合のみ)	☐ 全部事項証明書(謄本) 通 ☐ 個人事項証明書(抄本) ※高槻本籍のみ。 通 どなたの証明が必要ですか？ ☐ 請求者と同じ				
	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日					
個・免・パ・住B・永・在 保・その他() 口頭() ケースNo.						
備考		交付	審査	作成	受付	手数料
【事務処理欄】 戸(謄× 抄× 識×) / 磁(謄× 抄× 識×) / 除(謄× 抄× 識×) / 原(謄× 抄× 識×)						

※請求には本人確認書類の提示が必要です。その他の注意事項は裏面に記載されています。

(裏面)

請求にあたっての注意事項

高槻市本籍の方 1. 請求資格について 戸籍を請求できる方は、「本人・配偶者・直系親族(父母・祖父母・子・孫)」に限られます。 第三者の方が請求できるのは、正当な請求理由(「3. 第三者が請求する場合の使用目的欄の記入について」参照)がある場合に限られます。 2. 請求者の本人確認書類について ①顔写真付きの公的本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・パスポートなど)をご提示ください。 ②顔写真付きの公的本人確認書類をお持ちでない方は、資格確認書などの本人確認書類を2点ご提示ください。 3. 第三者が請求する場合の使用目的欄の記入について 使用目的欄の記入は、戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を具体的に記載してください。 なお、第三者が請求する場合の正当な請求理由とは、 ①自己の権利の行使・自己の義務の履行のために戸籍の記載内容を確認する必要がある場合 ②国または地方公共団体の機関に提出する場合 ③その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限られます。 4. 資料の提供について 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかな場合、資料の提供を求めることがあります。 5. 代理権限確認書類について 窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類(委任状など)が必要です。	他市本籍の方 1. 請求資格について 広域交付を請求できる方は「本人・配偶者・直系親族(父母・祖父母・子・孫)」に限られます。 <u>代理人の方は請求できません。</u> <u>必ず請求者本人が窓口へお越しください。</u> 2. 請求者の本人確認書類について 顔写真付きの公的本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・パスポートなど)に限られます。 3. 本籍・筆頭者欄の記載について 請求対象の戸籍等を特定するため、対象戸籍の筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。記載いただいた内容で戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合があります。 4. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲 広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍または除籍に限られます。 請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村にご請求ください。 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号について 行政機関が使用することで、戸籍(除籍)電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。 行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。 詳しくは手続き先の行政機関にお問い合わせください。
--	--

※偽りその他不正な手段で交付を受けたものは刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。